

総社市化製場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第82号

総社市化製場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

総社市化製場等に関する法律施行細則（平成29年総社市規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動後様式」という。）が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動様式に対応する移動後様式が存在しない場合には、当該移動様式を削る。

改正後	改正前
<p>(死亡獣畜処理許可の申請)</p> <p>第2条 死亡獣畜の処理の許可を受けようとする者は、死亡獣畜処理許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 死亡獣畜の処理を行う区域の所在地が申請者の所有地でない場合にあっては、<u>当該所有地を使用し、埋却することを土地所有者が承諾したことを証する書類</u></p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(死亡獣畜処理の許可)</p> <p>第5条 市長は、第3条の許可をしたときは、死亡獣畜処理許可書（<u>様式第2号</u>）を申請者に交付するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(死亡獣畜処理許可の申請)</p> <p>第2条 死亡獣畜の処理の許可を受けようとする者は、死亡獣畜処理許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 死亡獣畜の処理を行う区域の所在地が申請者の所有地でない場合にあっては、<u>土地使用承諾書（様式第2号）</u></p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(死亡獣畜処理の許可)</p> <p>第5条 市長は、第3条の許可をしたときは、死亡獣畜処理許可書（<u>様式第3号</u>）を申請者に交付するものとする。</p> <p>2 略</p>

改正後	改正前
<u>様式第1号（第2条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第1号（第2条関係）</u> 略
	<u>様式第2号（第2条関係）</u> 略
<u>様式第2号（第5条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第3号（第5条関係）</u> 略

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

死亡獣畜処理許可申請書

年 月 日

総社市長 様

申請者	住所 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕	
	電話	() —
	氏名 〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕	
	生年月日	年 月 日生

死亡獣畜取扱場以外の施設又は区域における死亡獣畜の処理の許可を受けたいので、総社市化製場等に関する法律施行細則第2条の規定により、次のとおり申請します。

申請の理由				
死亡獣畜	種類	性別	年齢	体重
		雄・雌	歳月	kg
埋却の場所	所在地		地目	土地所有者
死亡した年月日	年 月 日			
その他				

添付書類

- 1 申請に係る死亡獣畜についての獣医師の診断書又は検案書（やむを得ない理由により獣医師の診断書又は検案書を得られない場合にあっては、その理由書）
- 2 死亡獣畜の処理を行う区域の所在地が申請者の所有地でない場合にあっては、当該所有地を使用し、埋却することを土地所有者が承諾したことを証する書類
- 3 死亡獣畜の処理を行う区域の周辺の状況を明らかにした図面
- 4 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

総社市指令 第 号

申請者
住所又は所在地
氏名又は法人名及び代表者

死亡獣畜処理許可書

年 月 日付けで申請の死亡獣畜取扱場以外の施設又は区域における死亡獣畜処理については、総社市化製場等に関する法律施行細則第3条の規定により、次のとおり許可します。

年 月 日

総社市長



記

死亡獣畜
埋却の場所
死亡年月日

(条件)